

## 最上町自主防災組織資機材等整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、自主防災組織の育成及びその活動の推進を図るため、防災資機材等を整備し、防災訓練等を実施する自主防災組織に対し、最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第2号。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において最上町自主防災組織職資機材等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 自治会又は自治会活動の一環として自主的に防災活動を行う組織で町長の認めたものをいう。
- (2) 地区防災計画書 自主防災組織が災害に際して迅速かつ適切な防災活動を行えるよう当該自主防災組織があらかじめその活動に必要な事項を定めたものをいう。
- (3) 編成表 自主防災組織がその組織内でそれぞれの役割を決め、表にまとめたものをいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費は、別表に掲げる防災資機材等を、4月1日から翌年3月31日までの間に10万円以上整備する経費（以下「整備費」という。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1自主防災組織につき年額20万円を限度とする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、補前金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材等整備見積書
- (2) 地区防災計画書及び編成表
- (3) その他町長が必要と認める事項

### (決定の通知)

第6条 町長は、申請内容が適正と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (申請事項の変更届等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定後に申請事項に変更が生じたときは、補助金計画変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容が適正と認めるときは、補助金計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 申請者は、補助金交付の請求をしようとするときは、補助事業完了の日から1月以内に補助金交付請求書(様式第5号)及び事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材等の整備に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防災資機材等の写真及び保管場所を明らかにした書類

(交付の時期)

第9条 町長は、補助金交付の請求があったときは、前条に定める実績報告書等を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	品 名
情報連絡用具	ハンドマイク、 トランジスターラジオ
消 火 用 具	街頭用消火器、街頭設置用消火器格納箱、バケツ
救 護 用 具	テント、担 架、救急医療セット
避 難 用 具	強カライト、標 旗、腕 章、防水シート、発電機（投光機コードリール付）
救 出 用 具	はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、金テコ、バール、つるはし、掛 矢、ジャッキ、鉄線カッター、ヘルメット、一輪車、リヤカー
給食給水用具	ポリタンク
資機材収納庫	資機材収納庫
そ の 他	その他町長が認めたもの